

Sustainability Data Book

日本調剤グループ

更新日 2023年12月18日



INDEX

本資料について	03	人権と労働基準	21
データブックの定義	03	人権方針	21
事業セグメントの定義	03	あらゆるハラスメント撲滅への取り組み	22
将来見通しに関する注意事項	03	過剰労働の削減への取り組み	22
関連情報	04	賃金制度	22
		児童労働・強制労働の防止	22
		人権リスクのデューデリジェンスの実施	22
		従業員代表が経営陣にエンゲージメント出来る制度	23
サステナビリティマネジメント	05	サプライチェーンマネジメント	24
サステナビリティ基本方針	05	調達基本方針・サプライヤー行動規範	24
サステナビリティ推進体制	05	サプライチェーンマネジメント	26
マテリアリティの特定プロセス	06		
特定したマテリアリティと取り組み・KPI	08		
コーポレート・ガバナンス	10	顧客への責任	27
取締役会・監査等委員会データ	10	企業活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針	27
取締役のスキル分布と出席状況	11	医薬品の宣伝、マーケティング、プロモーションに関する取り組み	27
コンプライアンスとリスクマネジメント	12	地域コミュニティとの関わり	28
全役職員に対する教育・コミュニケーション	12	地域社会に貢献する取り組み	28
内部通報制度	12		
腐敗防止	12		
環境	14		
環境方針	14		
気候変動への取り組み(TCFD情報開示)	15		
その他の気候変動への取り組み	20		
水の利用	20		

見出しをクリックすると
該当ページに移動します

□ 本資料について

データブックの定義

本資料「Sustainability Data Book」は日本調剤グループのサステナビリティ情報をステークホルダーに網羅的に開示することを目的に制作しています。本資料は表紙の更新日に記載の時点における最新情報を掲載しています。なお、特別な記載がない限り文中に記載している「当社」及び「当社グループ」は、日本調剤グループを指します。また「●●年度」という表記は、●●年4月1日から翌3月31日までの期間を指し示します。

事業セグメントの定義

調剤薬局事業 日本調剤株式会社 / 株式会社日本医薬総合研究所 / 他 調剤子会社
医薬品製造販売事業 日本ジェネリック株式会社 / 長生堂製薬株式会社
医療従事者派遣・紹介事業 株式会社メディカルリソース

将来見通しに関する注意事項

「Sustainability Data Book」は、日本調剤グループの計画、戦略、業績などに関する将来の見通しを含んでいます。これらの記述は現在入手可能な情報から得られた経営陣の判断に基づいています。実際の業績や将来の計画などは、さまざまなリスクや不確実性の影響を受けるものであり、これらの見通しとは大きく異なる結果となることがあることをご承知おきください。

将来の見通しに影響を与えうる要素には、事業領域を取り巻く経済情勢、国内外の各種ガイドラインやサステナビリティ関連政策・法令などの状況、診療報酬改定状況、製品の開発状況などがあります。なお、業績に影響を与えうる要因はこれらに限定されるものではありません。

□ 本資料について

関連情報

▶ [有価証券報告書](#)

金融商品取引法に基づいて、会社の概況、事業の概況、営業の状況、設備の状況、経理の状況などを報告する法定書類

▶ [コーポレート・ガバナンス報告書](#)

証券取引所によって上場企業が提出を義務付けられる、コーポレート・ガバナンス(企業統治)についての会社の取り組みや目的などを記載した報告書

▶ [統合報告書](#)

株主・投資家をはじめとするステークホルダーを対象として、当社の経営方針や事業戦略に加え、中長期の企業価値創造について財務情報および非財務情報を網羅して記載した報告書

▶ [日本調剤グループ倫理行動指針\(以下、倫理行動指針\)](#)

ステークホルダーから信頼される企業となるため、日本調剤グループで働くすべての役員・執行役員・従業員が遵守すべき規範(ルール)を日々の企業活動の中で実践できるよう定めた指針

▶ [日本調剤グループ人権方針\(以下、人権方針\)](#)

事業継続のための前提となる当社グループにかかわるすべてのステークホルダーの人権を尊重し、事業活動を推進していくために定めた方針

▶ [日本調剤グループ環境方針\(以下、環境方針\)](#)

当社グループにかかわるすべてのステークホルダーと協働し、経営における重要課題である環境に配慮した事業活動を推進していくために定めた方針

▶ [日本調剤グループ調達基本方針・サプライヤー行動規範](#)

[\(以下、調達基本方針・サプライヤー行動規範\)](#)

サプライチェーンを含めたビジネスパートナーと責任ある調達や健全な協力体制を構築し、持続可能な環境・社会の実現に貢献するために定めた方針

▶ [サステナビリティサイト](#)

幅広いステークホルダー向けに日本調剤グループのサステナビリティ関連情報を公開しているウェブサイト

▶ [IR情報サイト](#)

主に株主・投資家向けに経営方針や財務情報、株式情報などを公開しているウェブサイト

関連情報をクリックするとウェブサイトでご覧いただけます

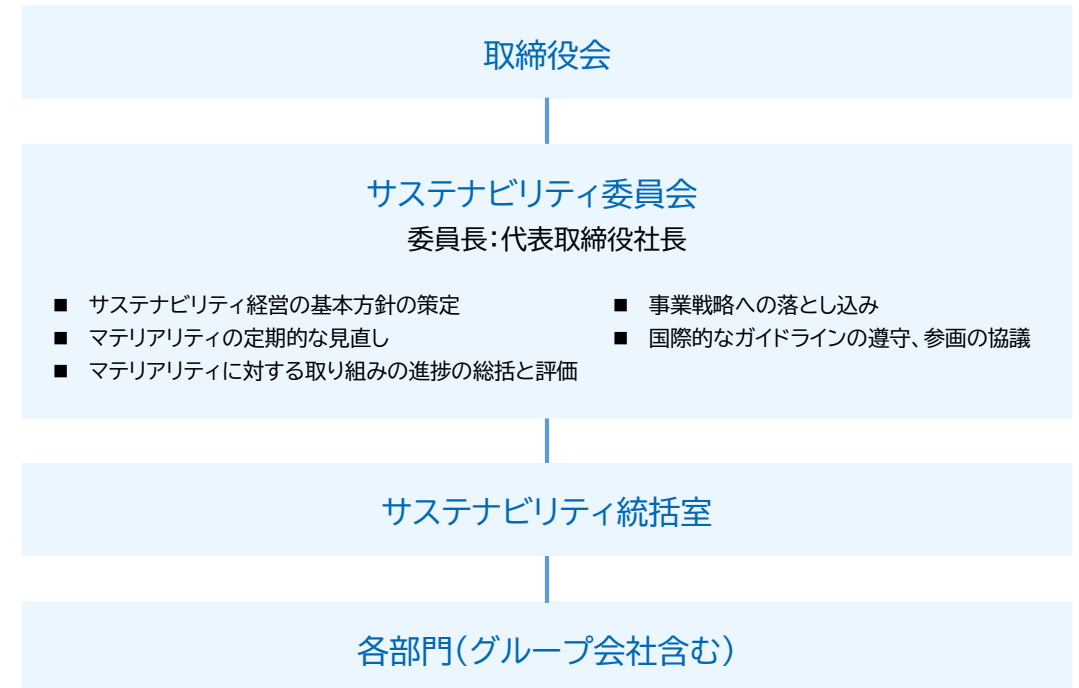
□ サステナビリティマネジメント

サステナビリティ基本方針

私たち日本調剤グループは、サステナビリティを中長期的な企業価値向上に向けた経営戦略の重要事項と認識しています。あらゆるステークホルダーとの対話・協働のもと、人権を尊重し、環境保全に配慮した公正で透明性の高い経営基盤を構築します。そして、事業活動を通じて医療・ヘルスケア分野における社会課題の解決に取り組み、社会の持続可能性を追求していきます。

サステナビリティ推進体制

当社はサステナビリティ基本方針にのっとり、経営戦略にサステナビリティを取り込んでいます。そのためサステナビリティにおける重要事項の決定は取締役会が行います。また、取締役会の直属の機関としてサステナビリティ委員会を設置します。代表取締役社長が委員長を務める本委員会は、原則として1事業年度に2回開催し、特定したマテリアリティ（重要課題）に対する取り組みの進捗の総括と評価、事業戦略への落とし込み、国際的なガイドラインの遵守、参画の協議などを行い、適宜、取締役会に報告します。サステナビリティの取り組みは責任部門を明確にし、各部門が進めます。執行機能はサステナビリティ統括室が担い、各部門と連携しながら着実に取り組みを進める体制を構築しています。



□ サステナビリティマネジメント

マテリアリティの特定プロセス

持続可能な社会への貢献と継続的な企業価値の向上を果たしていくために、当社はマテリアリティを特定し、経営戦略とサステナビリティを紐づけ実効性の高い取り組みを進めていきます。マテリアリティの特定にあたり、約半年間にわたる組織横断での議論のもと、当社の事業活動と、SDGsの17のゴール及び、これに紐づく169のターゲットを照らし合わせました。関係性や関連性の深さを検討し、プロジェクトチームで協議を重ねるとともに、外部からの視点も加えて評価を行いました。

STEP1 現状分析と課題抽出

特定にあたっては、SDGsやISO26000などの国際的なフレームワークやガイドラインなどを参照しながら、当社が中長期的に解決すべきグローバルな社会課題を広範囲に検討しました。これらをSDGs起点で抽出したうえでディスカッションを行い、課題をリストアップしました。

STEP2 課題の評価と優先度

リストアップした課題候補についてプロジェクトチームで協議を重ねるとともに、ステークホルダーへのヒアリングを行い、評価と絞り込みを行いました。評価は、「経営視点の優先度」と「ステークホルダー視点の優先度」の2軸で行っています。当社の持続的な成長への寄与の観点から経営視点の優先度を定め、ステークホルダー視点での優先度は、お客様、お取引先、従業員、環境、地域社会・コミュニティ、株主・投資家などからの要請、当社への期待を考慮しました。評価結果はマテリアリティマップにプロットして整理し、優先度を検討しました。(次ページ:マテリアリティマップ参照)

STEP3 有識者の第三者意見

評価と絞り込みを行った課題について、外部有識者と弊社経営層との意見交換会を実施して、より客観的な視点を取り入れました。

STEP4 サステナビリティ委員会、取締役会での承認

有識者からの第三者意見を踏まえ、当社が事業を通じて取り組むべき6つの重要課題グループを設定し、それぞれに関連する21のマテリアリティを特定しました。これをサステナビリティ委員会で確認し、最後に取締役会の承認を得て決定しました。

※特定したマテリアリティはこちらからご覧いただけます

<https://www.nicho.co.jp/corporate/sustainability/materiality/>

□ サステナビリティマネジメント

日本調剤グループ マテリアリティの優先度マップ (マテリアリティマップ)

重要課題グループ〈何のために〉

- A** 医療のクオリティとアクセシビリティ
- B** 医薬品の品質と安定供給
- C** 医療機関の人的課題の解消
- D** カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーへの寄与
- E** 多様な人材の育成と活躍
- F** 社会的責任を果たすためのガバナンス強化



最終更新日: 2023年6月26日

特定したマテリアリティと取り組み・KPI

2023年6月23日現在

重要課題グループ	No.	マテリアリティ	取り組み・KPI	該当する事業
A. 医療のクオリティとアクセシビリティ	1	薬局機能の強化(高度医療や地域医療への対応)による患者さまの薬物治療効果の向上	がん治療などの高度医療に対応する専門医療機関連携薬局や、地域医療を支える地域連携薬局の取り組み強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来がん治療専門薬剤師 100名 ・ 研修認定薬剤師 2800名 ・ 健康サポート薬局研修修了者 3000名 (2024年4月まで) 	調剤薬局事業
	2	未病・予防など地域の健康をサポートする薬局機能の拡張	地域住民の未病・予防を目的とした健康サポートサービスの提供と健康啓発活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携薬局 580店舗 ・ 専門医療機関連携薬局 65店舗 ・ 健康サポート薬局 200店舗 (2024年4月まで) 	調剤薬局事業
	3	薬局における医薬品使用の適正化による社会保障への貢献	「医薬品情報WEBプラットフォーム FINDAT」を活用した医薬品情報へのアクセス向上と患者さまへの適切な医薬品情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ FINDAT の導入 約440店舗 (2023年4月時点) 	調剤薬局事業
	4	地域の医療・福祉インフラとしての薬局の持続的な運営、災害・パンデミック等への対応	パンデミックへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインサービスによる非接触での薬局サービスの提供 	調剤薬局事業
	5	薬局における医療安全の確保	検討中	
	6	DXによるオンライン医療推進と新規ビジネス創出	医療サービスの質向上と患者さまの利便性向上に向けたオンライン医療サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン診療への対応とオンライン服薬指導の取り組み強化 ・ オンライン薬局サービス「NICOMS」の継続的なユーザー体験の改善 ・ 電子処方箋への対応、利用促進 	調剤薬局事業
	7	医療発展に貢献する調査・研究発表	検討中	

重要課題グループ	No.	マテリアリティ	取り組み・KPI	該当する事業
B. 医薬品の品質と安定供給	8	高品質で安全性の高い医薬品の研究開発・製造	技術力向上、品質向上や維持への継続した取り組みと、新製品の確実な研究開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規薬価収載品目数(自社グループ承認取得品目のみ過去実績) 18品目(2020年3月期) 21品目(2021年3月期) 13品目(2022年3月期) 8品目(2023年3月期) 	医薬品製造販売事業
	9	医薬品の安定供給	医薬品の安定供給に向けた製造工場の最適化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間生産能力の増強 ・ 生産効率化に向けたロットスケールの最適化 ・ 原薬供給元の複数ソース化 	医薬品製造販売事業
C. 医療機関の人的課題の解消	10	良質な医療サービスの提供に向けた人的側面からの支援	医療資源が不足している地域(地方、へき地等)への人材紹介・ワクチン接種など急激な需要変化に対応する医療人材の紹介	医療従事者派遣・紹介事業
	11	産業医紹介によるメンタルヘルスを含む健康と労働衛生の支援	企業の健康経営を支える産業医の紹介と健康サポートサービスの提供	医療従事者派遣・紹介事業
D. カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーへの寄与	12	薬局と工場をはじめとした廃棄物の削減と資源利用の効率化	検討中	
	13	エネルギー利用の効率化と再生可能エネルギー利用によるCO2削減	温室効果ガスの削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年 調剤薬局事業 1店舗あたりのCO2排出量 30%減(2020年度比) ・ 2050年 医薬品製造販売事業 生産錠数1億錠あたりのCO2排出量 30%減(2020年度比) ・ 2050年 カーボンニュートラルの実現 (CO2排出量実質ゼロ) 	日本調剤グループ
	14	環境・社会配慮と透明性に優れたサプライチェーンの構築	日本調剤グループ サプライヤー行動規範の策定、ならびにマルチステークホルダー指針におけるパートナーシップ構築宣言の実施	日本調剤グループ

2023年6月23日現在

重要課題グループ	No.	マテリアリティ	取り組み・KPI	該当する事業
E. 多様な人材の育成と活躍	15	会社の成長を支える人材の確保と、従業員の成長を促す人事制度の整備	検討中	
	16	人権尊重と女性活躍・ダイバーシティの推進	管理職に占める女性比率の向上*1*2 13%以上(2022年4月から2025年3月まで) 過去実績 7.2%(2019年4月1日) 8.7%(2020年4月1日) 10.1%(2021年4月1日) 10.8%(2022年4月1日) 10.9%(2023年4月1日)	日本調剤グループ
	17	従業員の健康と働きがいを増進する職場環境の確立	従業員の健康の維持・増進*2 ・喫煙率0% ・二次検査受診率100% (2031年3月まで) 疾病や障害を抱える従業員の治療と仕事の両立を支援のための、社会状況に即した制度や施策の見直し、復職後のフォロー体制の充実 喫煙・受動喫煙による健康リスクの低減を目的とした就業時間中の禁煙規程制定	日本調剤グループ
F. 社会的責任を果たすためのガバナンス強化	18	難病や障害などの医療福祉領域への支援	検討中	
	19	コーポレート・ガバナンスの持続的な強化と透明性の高い情報開示	コーポレート・ガバナンス報告書、有価証券報告書、コーポレートサイトによる情報開示を実施	日本調剤グループ
	20	コンプライアンスの持続的な強化と腐敗防止	倫理行動指針の策定・実施、腐敗防止推進体制と腐敗のリスク評価	日本調剤グループ
	21	リスクの適正な評価と対応による機会創出	リスクコンプライアンス体制確立と有価証券報告書、コーポレートサイトによる情報開示	日本調剤グループ

*1 エリアマネージャー職及び管理部門課長職以上に占める女性割合

*2 グループ会社においては、取り組み・KPIの基本項目をベースに事業形態に応じたKPIを設定

取締役会・監査等委員会データ

2023年6月23日現在

取締役*	取締役数*	8人
	独立社外取締役数*	2人
監査等委員	監査等委員数	3人
	独立社外取締役である監査等委員	2人
取締役会	取締役会人数	11人
	独立社外取締役数(割合)	4人(36.4%)
	女性取締役数(割合)	1人(9.1%)

*監査等委員である取締役を除く

コーポレート・ガバナンスに関する情報は、主に有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書をご覧ください

取締役のスキル分布と出席状況

2023年6月23日現在

		代表取締役社長 社長執行役員	常務取締役 常務執行役員	取締役 上席執行役員	取締役 上席執行役員	取締役 上席執行役員	取締役	社外取締役	社外取締役	取締役 常勤監査等委員	社外取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員
		三津原 庸介	笠井 直人	小柳 利幸	小城 和紀	藤本 佳久	井上 祐弘	恩地 祥光	野間 幹晴	畠山 信之	東葭 新	原田 史緒
会社経営に関する 専門性	経営全般	●	●		●		●	●	●			
	財務会計・金融	●	●		●		●	●	●		●	
	法務・コンプライアンス					●	●	●			●	●
	行政(医療・薬事含む)	●		●			●			●		
	サステナビリティ	●				●	●		●			●
	IT・DX	●			●							
	経営のモニタリング・フィードバック							●	●		●	●
当社グループ業務に 関する知見	調剤薬局	●		●	●			●		●		
	医薬品製造	●			●		●					
	人材派遣・紹介	●			●			●			●	
	M&A・店舗戦略	●	●		●			●		●	●	
	リスク管理・コンプライアンス	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
出席状況(回) (2021年度)	取締役会	15/15	15/15	15/15	15/15	15/15	—*1	15/15	15/15	15/15	15/15	9/10*2
	指名報酬委員会	3/3						3/3	3/3		3/3	2/2*2
	監査等委員会									15/15	15/15	10/10*2

*1 井上祐弘は2023年6月の株主総会にて取締役に選任されました。

*2 2022年6月の社外取締役就任以降の回数になります。

全役職員に対する教育・コミュニケーション

当社では、働く全ての役職員が遵守すべき規範(ルール)を日々の企業活動の中で具現化できるよう、特に重要な事項について倫理行動指針を定めウェブサイト上で外部公表しており、全グループ従業員が参照可能です。日本語に加えて、母国語とする者が多い英語版も公表しています。

さらに、倫理行動指針に基づきコンプライアンスに関する教育を毎月、全従業員を対象に実施しており、賄賂や癒着などの贈収賄の防止を含む腐敗防止についても取り上げています。インサイダー取引防止については重要なテーマの一つとして設定しており、全従業員を対象に教育を実施しています。加えて、相対的に腐敗リスクの高い業務の従事者には、公務員を含む取引先との癒着の防止などを含んだコンプライアンス教育を実施しています。

内部通報制度

内部通報制度の対象は、全従業員(契約社員、派遣社員、退職後1年以内の退職者)及び取引事業者の従業員等となります。内部通報制度では、匿名性・関係者の守秘義務を担保しており、その旨をグループ全体に定期的に周知しています。また、内部通報制度の対象はコンプライアンス全般であり、贈収賄・医薬品の透明性ガイドライン・インサイダー取引などの腐敗防止を含みます。

腐敗防止

倫理行動指針にて、OECD等の国際基準をふまえた腐敗防止に取り組むことを明示しています。腐敗防止の対象は取引先等に対する贈収賄防止だけでなく、医療機関との不適切な関係の防止(透明性ガイドラインの遵守)、団体等への寄付の制限、インサイダー取引防止などを含みます。※以下は倫理行動指針より抜粋しています。

公正な事業活動と腐敗の防止

- 市場での競争は、調剤サービスや製品の持つ総合的な「競争力」に基づいて行います。
- 独占禁止法や不正競争防止法、景品表示法、下請法等の関係法令を遵守し、市場における公正で自由な競争を制限する行為を行いません。
- 贈収賄に関する法令を遵守し、日本国内外を問わず、贈収賄や横領といったいかなる形の腐敗行為も行いません。また、業務上の見返りを求めた金銭、贈り物、接待その他の経済的利益に関する賄賂、その他の不当又は不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供又は容認しません。

(1) 医療機関との関係について

- ・医療機関とは、各種法令及びガイドラインを遵守し、公正で透明な関係を保ちます。

(2) 公務員等との関係について

- ・国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程を尊重し、その範囲を超えた行為を行いません。
- ・外国政府や公的立場にある相手についても、不正競争防止法及び相手国の関係法令を尊重し、その範囲を超えた行為を行いません。

(3) 寄付について

- ・団体や法人等への寄付にあたっては、社会的貢献活動の一環として、その必要性・妥当性を充分考慮して行います。
- ・関連するガイドラインを遵守し、寄付をする場合にはルールに従い適正に開示し、透明性を確保します。

(4)取引先・購買先との関係について

- ・取引先や購買先に対して、優越的な地位を濫用したり、利益や便宜の供与を要求しません。
- ・取引先への接待・贈答、取引先からの接待・贈答は、社会的常識及び商習慣の範囲を超えて行いません。

(5)利益相反行為について

- ・従業員等は、利益相反行為(会社の従業員等としての義務よりも、自己又は第三者の利益を優先させる行為)を行いません。

(6)反社会的勢力との絶縁について

- ・社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、あらゆる団体・個人との関わりを一切持ちません。

(7)インサイダー取引の防止について

- ・適切な情報開示を行い、株主・投資家との建設的な対話に努めます。
- ・証券市場のルールを守り、会社や取引先等に関する重要な未公開情報を知りながらその株式等の売買を行う等、法令に違反する内部者取引(インサイダー取引)を行いません。

(8)知的財産の保護・技術開発の適正な実施について

- ・他者の知的財産権を不当に侵害するような事業活動を行いません。
- ・技術開発業務の遂行にあたっては、科学的厳正さ・信頼性を確保するとともに、患者さまの個人情報などの保護、生命倫理及び動物愛護などについての社会規範の遵守に努めます。

▶ 腐敗防止推進体制と腐敗のリスク評価

国際基準をふまえた腐敗防止に取り組むことを倫理行動指針に盛り込んでおり、その改廃は取締役会にて行います。全社的リスク管理のリスク抽出フレームに、贈収賄を含む腐敗の切り口を盛り込んでいます。リスク管理委員会にてリスク評価を行い、リスク管理の推進状況について定期的に取り締役に報告する体制を構築しております。また、不適切なリポート、インサイダー取引は、重要なコンプライアンスリスクとして位置付け、取り組みを設定・実行しています。

なお、2022年度における贈収賄、汚職を理由とする倫理行動違反による従業員の処分・解雇件数は0件でした。

▶ デューデリジェンスの実施

仲介契約を含む、新たな契約締結時に、反社会勢力のチェックを法務部門で一元的に行っています。また、契約書の項目に反社会勢力でないこと、反社会勢力との不適切な関係が判明した場合は、契約を破棄することを明記し、ビジネスパートナーに周知しています。

取引先及び、代理店等の仲介業者にも、サプライヤー行動規範に明記した内容の遵守を求めています。前述のとおり、契約書の項目に反社会勢力でないこと、反社会勢力との不適切な関係が判明した場合は、契約を破棄することをビジネスパートナーに周知しています。

環境方針

当社は環境方針を以下のように定めています。

私たち日本調剤グループは、「すべての人の『生きる』に向き合う」を使命に掲げ、医療を通じて社会に貢献する会社として、人々の健康な生活を支える役割を担っています。気候変動と環境汚染は地球規模の課題であり、経営において重要な課題と認識しています。また、長期的な視点から、気候変動課題や環境保護に取り組むことは、人々の生活環境を整え、健康維持や病気予防につながるものと捉えています。当社グループにかかわるすべてのステークホルダーと協働し、環境に配慮した事業活動を推進していくために、以下の方針を定めます。

1. 基本方針

(1)気候変動緩和

グループの事業活動を通じて排出される温室効果ガス(CO₂)排出量を削減し、地球温暖化の防止に努め、気候変動の緩和に貢献します。

(2)環境負荷低減

企業の社会的責任を認識し、グループの事業活動全体を通じて環境負荷の低減に努めます。環境負荷を軽減する技術の導入、再生可能エネルギーへの移行を積極的に進めます。

(3)廃棄物削減・効率的な資源利用

資源利用の効率改善、廃棄物の削減、再使用、再資源化、環境配慮素材や再利用可能容器への転換を推進し、循環型社会の構築を目指します。

(4)水使用の効率改善

水使用量の削減、排水の二次利用、汚染水の適切な排水処理を行うなど、水使用の効率改善と環境負荷の低減に努めます。

(5)生物多様性の保全

生態系に与える影響を認識し、生態系の維持に配慮した事業活動や事業活動により発生する化学物質の適切な処理を行うなど、生物多様性への影響を最小化することで保全に努めます。

2. 法規制や協定の遵守

事業活動を行う各国、各地域における環境関連の法規制・協定及び自主管理基準を遵守します。

3. 適用範囲

本方針は、日本調剤グループのすべての役員・執行役員・従業員に適用します。また、当社グループに関係するすべてのビジネスパートナーに対しては、本方針への理解と支持を求め、環境保護とともに推進します。

4. 環境マネジメント

環境マネジメントシステムを構築し、事業活動と連動させて継続的な改善とモニタリングを実施します。

5. 教育

環境に配慮した取り組みを推進するための教育を継続的に行い、日本調剤グループにおける環境課題に関する理解の促進及び意識の醸成を図ります。

6. 改廃

本方針の改廃は、取締役会で行います。

7. 施行

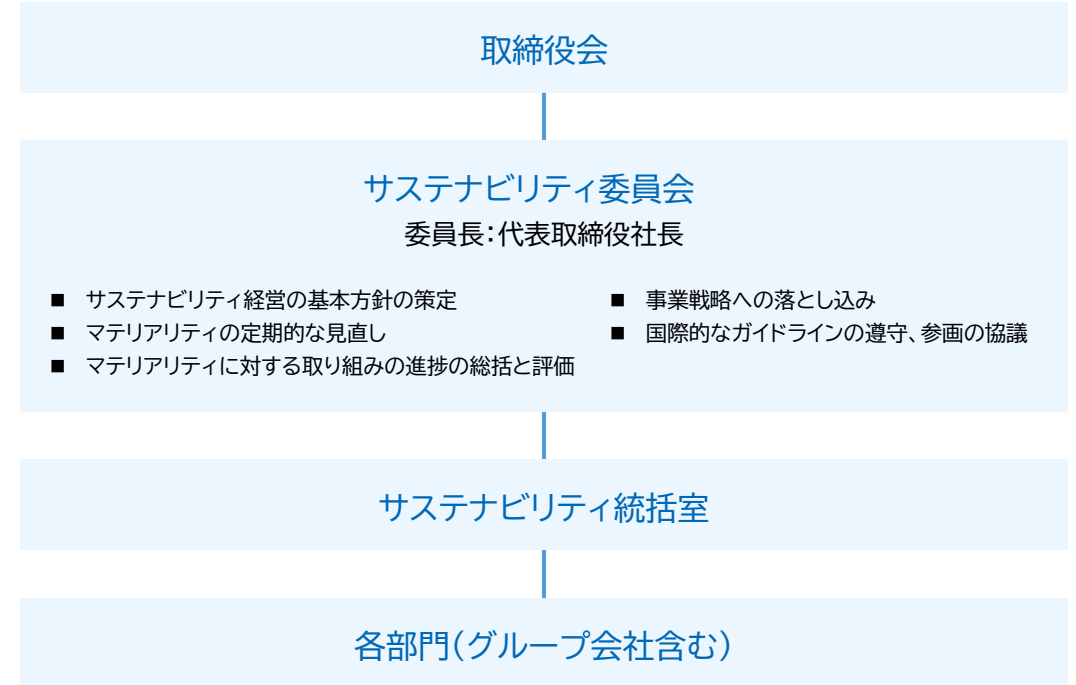
本方針は、2023年1月1日から施行します。

気候変動への取り組み(TCFD情報開示)

当社では、気候変動問題への対応をサステナビリティ経営の重要事項と認識し、取り組みを進めています。2022年6月には金融安定理事会(FSB)による「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」による提言に賛同しました。当社では気候変動に関する情報開示にあたって、TCFD提言の推奨する4つの開示項目(【ガバナンス】【戦略】【リスク管理】【指標と目標】)に沿って開示を実施しています。

【ガバナンス】

当社は、気候関連課題をサステナビリティ経営における重要課題であると認識し、取締役会の直属の機関として、代表取締役社長が委員長を務めるサステナビリティ委員会を設置し、気候変動問題に対する取り組みを協議しています。本委員会は原則として1事業年度に2回開催し、特定したマテリアリティ(重要課題)に対する取り組みの進捗の総括と評価、事業戦略への落とし込み、国際的なガイドラインの遵守、参画の協議などを行い、適宜取締役会に報告・提言しています。取締役会は気候変動における重要事項を承認・決定し、責任部門を明確化した上で、サステナビリティ統括室が各部門と連携を図りながら着実に取り組みを進めています。

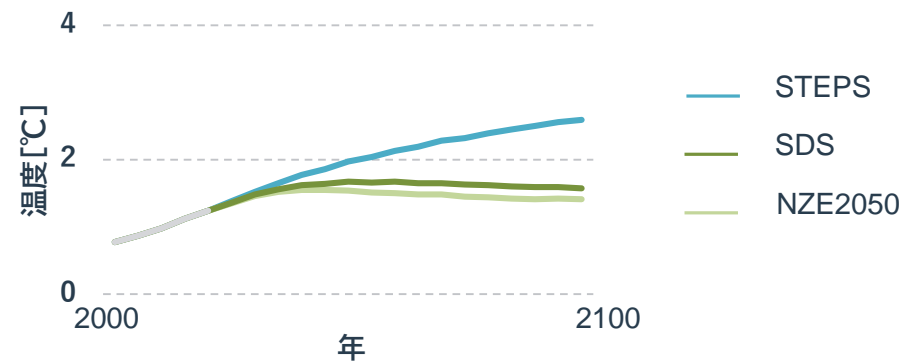


【戦略】

当社は、気候変動が事業経営に及ぼす影響を認識するにあたり、IPCCやIEAが発表している長期的な仮説やシナリオを参照し、物理的及び副次的なリスクと機会の特定、またその影響度合いと対応策の評価・考察を行っています。具体的には、IPCCやIEAが想定する複数の将来予測シナリオを参考に、産業革命期の世界平均気温と比較して2100年頃までに平均気温が4℃上昇し、物理的被害が最大化することを想定した世界を4℃シナリオ、脱炭素化への取り組みによって2050年のカーボンニュートラルが達成され2度未満の上昇に抑制された世界を1.5℃シナリオとして設定し、二つの将来世界を想定し分析をしています。

設定した各シナリオに基づいた分析結果として、1.5℃シナリオでは、政府による積極的な気候変動対策の実施が予想され、炭素税・排出権取引などの新たな規制の導入やリサイクル法などの現行の規制の厳格化、電力価格高騰の影響を受け、当社事業における操業コストの増加が想定されます。他方で投資家や顧客のサステナブル思考の高まりや市場ニーズ変化への適正な対応は、当社の企業ブランド・イメージアップ戦略とその発信に繋がる機会となり得ます。4℃シナリオでは、温暖化の進行に伴う気温上昇や感染症の増加、洪水や高潮をはじめとする自然災害の激甚化により、直接的被害の拡大や操業停止など、当社事業や物流への影響が懸念されます。こうした異常気象に起因した物理的リスクは、想定した双方のシナリオと共に当社事業への被害の拡大を確認しており、調達・操業・販売のすべての段階において対策を検討していくことが必要であると認識しています。一方で、酷暑や急激な気象状況の変化など消費者の外出意欲を阻害する影響については、当社の各種オンラインサービスが、新たなニーズにも対応した医薬品の供給インフラとして活用される可能性があることを評価しています。また当社事業全体を通じた社会貢献の可能性としても、気温上昇や大雨・洪水による衛生環境の悪化など、様々な要因による動物媒介性感染症の拡大や健康被害の増加が想定されるため、そのような状況下でも適切にお客様へ医薬品が供給されるよう、インフラ整備を通じた社会貢献が可能であると認識しています。

	1.5℃シナリオ	4℃シナリオ
参考シナリオ	IPCC RCP1.9~2.6 IEA SDS / NZE2050	IPCC RCP4.5~6.0 IEA STEPS
想定時間軸	2030年	
分析対象	日本調剤株式会社及び連結子会社	



※1 IEA WEO 2021を参考に作成

※2 縦軸は気温上昇予想の中央値を示しています。

■ 主となるリスク・機会における影響と対応

大：売上総利益に±1%以上の影響がある、もしくは財務的影響が大きいと想定されるもの

中：財務的影響はあるが、軽微なもの

小：影響が無いもの / 極小のもの

移行リスク：カーボンプライシング			
想定される影響	炭素税・排出権取引制度等の導入による事業運営コストの増加	シナリオ別の財務影響予測	
		4℃	1.5℃
		小	大
対応策	CO2排出量を指標とした削減目標の設定とモニタリングを行います。医薬品製造販売事業では、日本ジェネリックのつくば2工場と1研究所において、ガス使用の全量をカーボンニュートラルLNGへ切り替えました。またすでに一部で導入を進めている再生可能エネルギーの導入をさらに進めていきます。		

移行リスク：エネルギーコストの変化			
想定される影響	再エネシフトをはじめとしたエネルギーミックス電力需給バランスの変化と、それによる電力価格の高騰	シナリオ別の財務影響予測	
		4℃	1.5℃
		小	大
対応策	すでに医薬品製造販売事業の日本ジェネリックつくば第二工場や長生堂製薬本社第二工場、自家消費型太陽光発電設備を導入するなど、環境配慮型エネルギーへの転換を進めており、今後も再生可能エネルギーによる発電能力の増強を検討します。調剤薬局事業では、店舗内の省電力化を優先して進めます。すでに新規開局店舗を中心にLED化を進めており、既存店においても段階的にLED化を進めています。加えて再生可能エネルギーの導入も検討していきます。		

移行リスク：原材料価格の変化			
想定される影響	プラスチックを使用するプリスター包装材などの、規制や需給バランスの変化に伴う価格高騰 石油燃料の需給バランス変化に伴う輸送コストの高騰	シナリオ別の財務影響予測	
		4℃	1.5℃
		大	中
対応策	すでに薬局店舗で扱うビニール袋はすべてバイオマス素材へ切り替えを行い、また来局者さまにエコバッグの使用を推奨するなど対応を図っています。今後はプラスチック規制の状況を注視しながら、医療安全を第一に考えさらなる対応策を検討していきます。サプライチェーンの最適化に向けて取引先企業との協業・エンゲージメント活動を推進していきます。 ※着手例：医薬品配送回数削減		

物理リスク：感染症の拡大			
想定される影響	気温上昇や大雨・洪水による動物媒介性感染症の増加などに起因した感染症の増加。それらに伴う受診控えに起因する損失の発生	シナリオ別の財務影響予測	
		4℃	1.5℃
		中	中
対応策	オンライン服薬指導サービスをはじめとしたオンラインサービスを提供しており、オンラインでの服薬指導や医薬品の配送など、患者さまが店舗を介さずに医療を享受できるインフラ構築を強固にしていきます。また店舗運営について、新型コロナウイルスによるパンデミックの経験を生かし、感染症の影響下でも事業継続可能な体制の汎用化を図っていきます。		

物理リスク：異常気象災害の激甚化			
想定される影響	洪水・高潮をはじめとした直接的な拠点の被災や物流網の寸断による、対応コストや営業停止による損失の発生	シナリオ別の財務影響予測	
		4℃	1.5℃
		大	大
対応策	災害時に備えたBCP計画の策定をしています。また水害リスクの高い店舗や拠点に止水版の設置や土嚢の準備を始めとした水害対策を施しています。今後は拠点ごとの水害リスクを適宜見直し、対応策を充実させていきます。オンライン服薬指導サービスをはじめとしたオンラインサービスを提供しており、オンラインでの服薬指導や医薬品の配送など、患者さまが店舗を介さずに医療を享受できるインフラ構築を強固にしていきます。		

機会：感染症の拡大			
想定される影響	気温上昇や大雨・洪水による動物媒介性感染症の増加などに起因した感染症の増加に伴う医薬品の需要増加	シナリオ別の財務影響予測	
		4℃	1.5℃
		中	中
対応策	新型コロナウイルスの影響により、非接触で服薬指導から医薬品のお渡しを完結できるオンライン服薬指導サービスの提供が拡大してきました。今後もオンラインサービスの利便性を高め、新たな感染症が顕在化した際も、継続的に高品質な医療サービスが提供できる体制を強化していきます。		

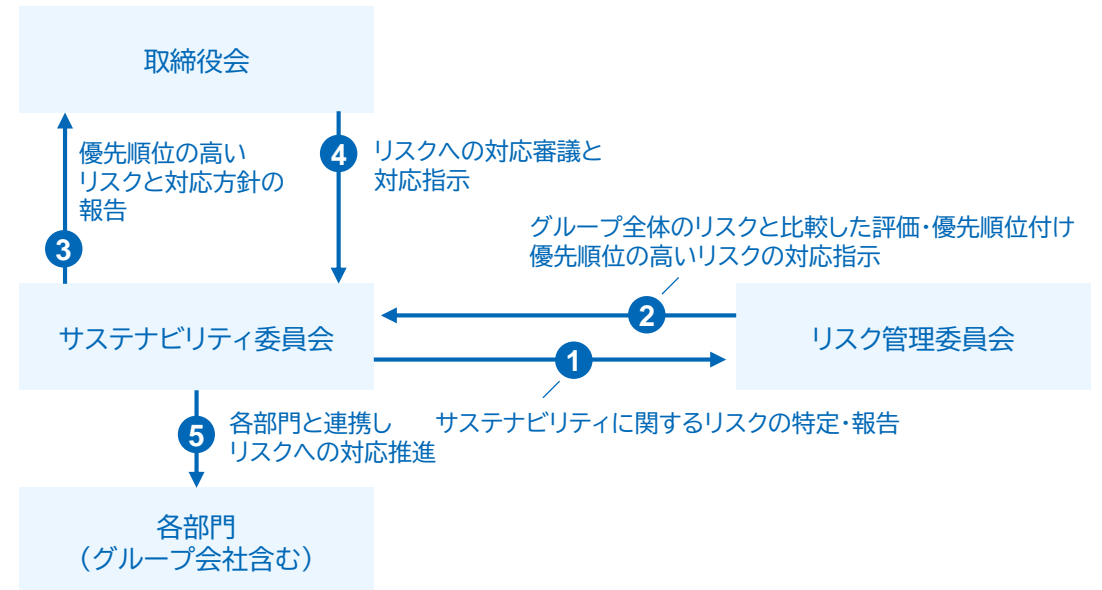
機会：企業イメージへの影響			
想定される影響	気候変動対応を含む環境配慮の取り組みの如何による企業選好への影響	シナリオ別の財務影響予測	
		4℃	1.5℃
		中	大
対応策	バイオマス素材ビニール袋の全店舗導入やエコバック利用の推奨活動などを通して、気候変動対応に積極的に取り組むイメージ醸成を図ります。		

これらの分析を踏まえ、調剤薬局事業と医薬品製造販売事業とで早期に対応可能な課題から取り組みを開始しています。脱炭素化社会への移行に主体的に取り組みながらも、感染症拡大をはじめとした物理的な影響についてもBCP対策強化をはじめとして影響の緩和及び被害の縮小を図るなど、想定される様々な世界観に対応した適切な戦略を追求しています。現状の取り組みとして医薬品製造販売事業においては、日本ジェネリックの2工場1研究所にてカーボンニュートラルLNGを導入、つくば第二工場や長生堂製薬本社第二工場では自家消費型太陽光発電設備を導入するなど、環境配慮型エネルギーへの転換を実施しております。調剤薬局事業においては、ビニール袋のバイオマス素材利用やエコバック使用の推奨、医薬品配送回数の削減など、ステークホルダーとの協業やエンゲージメントを通じたサプライチェーン全体での環境配慮の取り組みを行っています。なお、その他の各事業における取り組みや方針については、当社ウェブサイト「[Environment 環境への取り組み](#)」をご確認ください。

【リスク管理】

気候変動関連リスクについては、サステナビリティ委員会が特定・評価しています。特定したリスクについては、当社グループ全体の総合的なリスク分析・管理を行うリスク管理委員会に報告し、当社グループ全体のリスクと比較して重要性を評価のうえ、対応するリスクの優先順位を決定しています。優先順位の高いリスクについてはサステナビリティ委員会で対応を検討し、取締役会へ報告しています。取締役会での審議の後、取締役会の指示のもと、サステナビリティ委員会と各部門が連携して個別リスクへの対応を進めます。なお、現在の当社におけるマテリアリティ(重要課題)の優先度及び特定プロセスについては、当社ウェブサイト「[特定したマテリアリティ](#)」にて公表しています。

■ 気候変動関連リスクのリスク管理体制



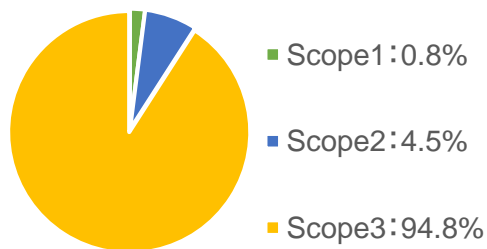
【指標と目標】

当社ではこれまでも自社の環境関連の取り組みを測る指標として、調剤薬局事業における残薬削減金額や、医薬品製造販売事業におけるCO2排出量、都市ガス・電力の使用量の削減率についてモニタリングを実施してまいりました。2020年10月の日本国におけるカーボンニュートラルへのコミットの表明やCOP26における国際的な1.5°Cシナリオの実現に向けた合意を踏まえ、新たな指標として当社の事業活動全範囲を対象とした温室効果ガスの排出量のモニタリングを開始しています。今後は国際的な削減目標に準拠し、2050年のカーボンニュートラルの達成を見据え取り組みを進めていきます。なお、現在の温室効果ガス排出量については以下のように計上しています。

■ 当社のCO2排出量(Scope1.2)

	単位	2020年度	2021年度	2022年度
Scope1	t-CO2	6,011	5,766	5,454
Scope2	t-CO2	32,782	35,205	31,612
合計	t-CO2	38,793	40,971	37,066

■ 当社のCO2排出量の内訳(2022年度)



また、Scope1.2における当社グループの温室効果ガス削減に向け下記の通り目標を定めています。

- 2030年：調剤薬局事業 1店舗あたりのCO2排出量 30%減 (2020年度比)
 医薬品製造販売事業 生産錠数1億錠あたりのCO2排出量 30%減(2020年度比)
- 2050年：カーボンニュートラルの実現(CO2排出量実質ゼロ)

■ Scope3内訳

項目	単位	2022年度
カテゴリ1 購入した製品・サービス	t-CO2	611,519.8
カテゴリ2 資本財	t-CO2	29,244.0
カテゴリ3 Scope1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	t-CO2	6,304.8
カテゴリ4 輸送、配送(上流)	t-CO2	1,650.9
カテゴリ5 事業活動から出る廃棄物	t-CO2	2,508.0
カテゴリ6 出張	t-CO2	3,245.4
カテゴリ7 雇用者の通勤	t-CO2	3,737.4
カテゴリ8 リース資産(上流)	t-CO2	該当なし
カテゴリ9 輸送、配送(下流)	t-CO2	該当なし
カテゴリ10 販売した製品の加工	t-CO2	該当なし
カテゴリ11 販売した製品の使用	t-CO2	該当なし
カテゴリ12 販売した製品の廃棄	t-CO2	866.3
カテゴリ13 リース資産(下流)	t-CO2	865.7
カテゴリ14 フランチャイズ	t-CO2	該当なし
カテゴリ15 投資	t-CO2	該当なし
合計	t-CO2	659,942.2

その他の気候変動への取り組み

気候変動への取り組みにおいて、調剤薬局事業(日本調剤)が会員である日本経済団体連合会では、2050年にカーボンニュートラル、2030年度に13年度比でCO2を46%削減する目標を掲げており、また、医薬品製造販売事業(日本ジェネリック、長生堂製薬)が会員となっている日本ジェネリック製薬協会も同様に、2050年にカーボンニュートラル、CO2排出量を2030年度に13年度比で46%削減する目標を掲げています。当社は、両団体の目標の方向性に賛同し、CO2排出量削減に取り組めます。

また、当社では「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」を始めとする国の気候変動に対する政策や法規制を包括的に支持しており、ソーラーパネルの稼働や省エネ設備の導入など、CO2削減に向けた積極的な取り組みを実施しています。

水の利用

▶水資源利用と化学物質管理についての基本的な考え方

当社では、安全な水へのアクセスが世界的にも重大な課題であると考えています。また、継続的に事業活動を行っていくために良質な水資源の確保は重要な経営課題であると認識しています。そのため水資源の利用効率を改善し、適切な排水管理、化学物質の適切な廃棄処理などにより環境への負荷を軽減し、生物多様性の保全に努めます。

▶水資源利用と化学物質管理の取り組み

医薬品製造販売事業では水資源の有効利用として、下記のような取り組みを実施しています。

- 精製水装置の製造工程で発生するブロー水を雑用水として利用
- 空調設備の除湿制御時に発生する結露水を雑用水として利用
- 雑用水をトイレの洗浄水及び空調設備の冷却水に利用する事で年間約1,000m³の水を再利用(日本ジェネリックのみ)

また、環境への負荷低減の取り組みについては、化学物質の取扱後の二次洗浄水まで廃液として回収を行っており、三次洗浄水からの排水についても排水基準から逸脱しないようにPH管理をしています。

■ 医薬品製造販売事業の放流先別排水量

	単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
下水	m ³	47,693	58,022	59,346	61,713
河川放流	m ³	591	646	469	694
総排水量	m ³	48,284	58,668	59,815	62,407

■ 医薬品製造販売事業の水資源別取水量

	単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
上水	m ³	67,656	83,609	79,482	87,407
総取水量	m ³	67,656	83,609	79,482	87,407

□ 人権と労働基準

人権方針

当社は人権方針を以下のように定めています。

私たち日本調剤グループは、「すべての人の『生きる』に向き合う」を使命に掲げ、医療を通じて社会に貢献する会社として、人々の健康な生活を支える役割を担っています。このため、人権の尊重は当社グループの事業継続のための前提となる重要な基盤と考えます。患者さまを始めとする当社グループにかかわるすべてのステークホルダーの人権を尊重し、事業活動を推進していくために、以下の方針を定めます。

1. 基本方針

日本調剤グループは、「国際人権章典(International Bill of Human Rights)」、国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則(The UN Guiding Principles on Business and Human Rights)」、国連グローバル・コンパクト(UNGC)の「4分野10原則」に賛同し、国際規範を遵守した人権尊重を推進します。

人種、肌の色、性別、身体障がい、国籍、言語、宗教、信条・思想、財産、門地その他の地位によるいかなる差別・ハラスメントを排除し、これらを理由とする雇用・待遇・昇進等の決定における差別や嫌がらせを禁止します。また、いかなる国や地域においても児童労働、強制労働、奴隷労働、人身売買を行わず、人権尊重と保護を損なういかなる行為を認めません。従業員に対して、結社の自由と団体交渉権を尊重し、過剰労働時間を削減します。さらに、最低賃金・同一労働同一賃金を遵守します。

2. 適用法令の遵守

日本調剤グループは、事業活動を行う各国、各地域の法令と規則を遵守します。なお、当該国・地域の法規制と国際的な人権規範に差異がある場合は、より高い基準を遵守し、相反する場合は、国際的に認められた人権を最大限遵守する方法を追求します。また、日本国内における過剰労働の抑制及び時間外労働の低減に関する取り組みについては、三六協定を遵守するとともに、より厳しい基準での時間外労働の上限時間を独自に設定し、ワークライフバランス、健康増進に取り組みます。

3. 適用範囲

本方針は、日本調剤グループのすべての役員・執行役員・従業員に適用します。また、当社グループに関係するすべてのサプライチェーン企業やビジネスパートナーに対して、本方針への理解と支持を求め、人権尊重とともに推進していきます。

4. 人権デューデリジェンス

日本調剤グループは、サプライチェーンを含めたすべての事業活動の中で、人権侵害が起こらないように努めます。そのため、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に即した人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、人権に関わる負の影響とリスクを特定、評価し、その防止や低減に継続的に取り組みます。

5. 教育

日本調剤グループは、本方針がすべての役員・執行役員・従業員に浸透するよう、適切な教育と研修を継続的に実施します。

6. 救済

日本調剤グループは、人権への負の影響を受けた個人及び地域社会が利用できる実効的な救済システムを構築し、事業活動の中で、人権に対する負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、適切な対話と手続の下、その救済に取り組みます。

7. 改廃

本方針の改廃は、取締役会で行います。

8. 施行

本方針は、2023年1月1日から施行します。

□ 人権と労働基準

あらゆるハラスメント撲滅への取り組み

守秘義務が守られたハラスメント相談窓口を設置しており、社内イントラネットからすべての従業員がアクセスできるように整備しています。また、定期的なハラスメントに関するeラーニングの際にもハラスメント相談窓口を紹介しており、情報アクセスに配慮しています。その他、適宜、人事問い合わせ窓口にて対応しています。

役員、部門長、組織長(本社部門)、エリアマネージャー(薬局部門)に対して定期的にハラスメントの事例の取り扱いに関するeラーニングによる研修を実施しています。加えて、マネージャーへのハラスメント研修を実施しています。ハラスメント研修では事実調査や対応策の決定をはじめとした、実際にハラスメントや通報が起こった際に行われる対応を順序だてて説明しています。

過剰労働の削減への取り組み

当社は事業活動を行う各国、各地域の法令と規則を遵守し、過剰労働時間の削減に取り組めます。

国内においては、労働基準法における三六協定を遵守します。

国外においては、事業活動を行う各国、各地の労働に関する法令と規則を遵守します。なお、当該国・地域の法規制と国際的な労働の規範に差異がある場合は、より高い基準を遵守し、相反する場合は、国際的な規範を最大限遵守する方法を追求します。

また、過剰労働時間の削減に関する取り組みについては、三六協定を遵守するとともに、一定の基準を超えた社員のアラート情報を日次で上長にフィードバックし毎月の労働時間をチェックする体制を構築しています。従業員の健康維持を配慮し、長時間労働者がいる場合は、部門内における業務の平準化を促すなど、注意喚起や労働時間の削減のための策を都度講じています。

賃金制度

法令に基づく最低賃金を遵守し、各国で定められた最低賃金以上の賃金を支払います。さらに生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金(生活賃金)の支払いにも配慮するものとします。

同一労働同一賃金を遵守し、同一資格・同一職務においてジェンダー間で統一された報酬体系を適用しています。

児童労働・強制労働の防止

従業員の採用は、満18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者を対象としており、一定以上の年齢の人材を採用しています。採用の際は住民票記載事項証明書で年齢確認を行っています。また、強制労働による労働形態は認めておらず、従業員のパスポートなど重要書類を会社で保管するなどの移動の自由の制限は行っていません。

人権リスクのデューデリジェンスの実施

当社グループはリスク管理委員会で事業領域における労働問題を含む人権リスクを特定し、評価、アクションプランを策定しています。特定した人権リスクについては、適宜取締役会に報告・提言しています。

従業員代表が経営陣にエンゲージメント出来る制度

従業員代表を定めており、従業員に関連する規則を変更する際には従業員代表に意見を聞き、必要に応じて考慮する体制となっています。また、医薬品医療機器等法第8条2項ならびに社内規程に基づき、保健衛生上支障を生じるおそれがないよう、薬局の管理者から開設者宛に意見を述べる体制となっています。

【開設者宛に述べる項目・内容】

- 薬局の構造設備及び医薬品その他の物品の管理について
- 薬局に勤務する薬剤師、その他の従業者について
- その他薬局の業務について

■ 従業員関連データ

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
全従業員の自発的離職率(連結)*1	6.5%	6.4%	7.3%	7.8%
全従業員に占める契約社員 (有期契約、無期契約の合計)の割合(連結)	3.2%	3.5%	3.4%	3.2%
全従業員に占める派遣社員の割合(連結)	1.5%	1.9%	2.0%	2.3%
全従業員に占める障害者の割合 (障害者雇用率)*2 *3(連結)	2.4%	2.3%	2.3%	2.2%

*1 (自発的離職率 = 年間の自発的離職者数累計 / 年度期初の全従業員数)

*2 (障害者雇用率 = 障害者カウント数 / 常用雇用数)

*3 毎年6月1日時点

□ サプライチェーンマネジメント

調達基本方針・サプライヤー行動規範

当社は調達基本方針を以下のように定めています。

私たち日本調剤グループは、「すべての人の『生きる』に向き合う」を使命に掲げ、医療を通じて社会に貢献する企業として人々の健康な生活を支える役割を担っています。さまざまな事業活動は、単独で達成できるものではなく、ステークホルダーの皆さまのご理解とご協力が必須と考えています。日本調剤グループは、サプライチェーンを含めたビジネスパートナーと責任ある調達や健全な協力体制を構築するため、「日本調剤グループ調達基本方針」を定め、適切に運用し、持続可能な環境・社会の実現に貢献します。調達基本方針は、日本調剤グループのすべての役員・執行役員・従業員が基本とする方針であり、私たちはこれに基づき調達活動を行います。

1. 法令・国際規範及び社内規程の遵守

私たちは、調達活動において国内外の法令・国際規範及び社内規程を遵守します。なお、当該国・地域の法規制と国際的な規範に差異がある場合は、より高い基準を遵守し、相反する場合は、国際規範を最大限遵守する方法を追求します。

2. 安心・安全なサービスや製品の提供

私たちは、すべてのステークホルダーに対してサービスや製品を提供するあらゆる場面で、安心・安全の優先を徹底します。また、医療における社会的責任の重要性を認識し、継続的なサービス提供と製品の安定供給に努めます。

3. 人権尊重と適切な労働環境

私たちは、調達活動において基本的人権を尊重し、不当な差別やハラスメントを禁止します。また、人権侵害や不当な労働慣行が行われていないか確認し、不当行為が行われていた場合、是正の余地を検討した上で、取引停止を行います。

4. 環境保全

私たちは、調達活動においてサプライヤーと協働し、環境保全や環境負荷の低減に取り組みます。

5. 公正な事業活動と腐敗防止

私たちは、調達活動において公平・公正で自由な競争の下、すべてのサプライヤーと適正な基準に基づいて公正な取引を行います。また、国内外を問わず、いかなる形の腐敗的な行為を行いません。

6. 改廃

本方針の改廃は、取締役会で行います。

7. 施行

本方針は、2023年1月1日から施行します。

当社はサプライヤー行動規範を以下のように定めています。

サプライヤーの皆さまへ

本規範は、取引先の皆さまに遵守いただきたい項目をまとめています。日本調剤グループは、これらの項目に取り組む取引先からの調達を推進します。本行動規範の内容または貴社が持つ同様のガイドラインを貴社の取引先にも伝達し、遵守を求めることを期待します。

□ 対象範囲

日本調剤グループと直接取引のあるサプライヤーは本行動規範を遵守することが求められます。二次サプライヤー等の間接取引先や代理会社を介しての取引先には、遵守することを期待します。

□ 運用

日本調剤グループは本行動規範に定める項目に取り組む取引先からの調達を推進します。また、取引継続の判断要素のひとつとさせていただきます。

□ サプライチェーンマネジメント

□ 点検

サプライヤーは、本行動規範の遵守の状況等について、日本調剤グループの求めに応じて、アンケート調査への回答、実地監査の受け入れ、関連資料や記録の提出、その他の要請に応じます。

□ 違反報告と是正措置

サプライヤーは、本行動規範に違反した場合、また違反のおそれがある場合は、認識した時点で直ちに日本調剤グループに報告します。違反が認められた場合は、違反を解消するための計画を立て是正措置を実施するとともに、日本調剤グループへ報告を行います。違反の内容によっては、日本調剤グループとの契約が破棄されることがあります。

□ 遵守いただきたい項目

取引先の皆さまに遵守いただきたい項目は、以下のとおりです。

1. 法令や国際規範の遵守

事業活動を行う各国、各地域における関連法令・国際規範を遵守すること。

2. 公正な事業活動と腐敗の防止

(1) 公正な競争

公正で自由な競争を制限する行為を行わないこと。

(2) 腐敗防止

贈収賄、癒着といった、いかなる形の腐敗的な行為を行わないこと。行政または公務員との健全な関係を維持し、業務上の見返りを求めた金銭、贈り物、接待その他の経済的利益の提供、約束、申し出は行わないこと。

(3) 反社会的勢力との関係断絶

社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、あらゆる団体・個人との関わりを一切持たないこと。

(4) 医療機関との関係

医療機関とは、各種法令及びガイドラインを遵守し、公正で透明な関係を維持すること。

(5) 寄付について

関連するガイドラインを遵守し、寄付をする場合には適正に開示し、透明性を確保すること。

(6) インサイダー取引の防止

証券市場のルールを守り、会社や取引先等に関する重要な未公開情報を知りながらその株式等の売買を行う等、法令に違反する内部者取引(インサイダー取引)を行わないこと。

(7) 知的財産の保護

他社の知的財産権を侵害するような事業活動を行わないこと。

3. 人権・労働

(1) 差別・ハラスメントの禁止

人種、肌の色、性別、身体障がい、国籍、言語、宗教、信条・思想、財産、門地その他の地位によるいかなる差別・ハラスメントを排除し、またこれらを理由とする雇用・待遇・昇進等の決定における差別や嫌がらせ等を禁止すること。

(2) 強制労働の禁止

あらゆる形態の強制労働、奴隷労働、人身売買を行わないこと。また、各国の人権関連法令を遵守すること。

(3) 児童労働の禁止

各国・地域ごとの法令で定める就業年齢に達しない児童には労働させないこと。

(4) 結社の自由・団体交渉権

従業員による結社の自由と団体交渉の権利を尊重すること。

(5) 過剰労働時間の削減

労働時間における各国の法令を遵守し、休日及び適切な労働時間を定め、過剰労働時間の削減に努めること。

(6) 最低賃金以上の賃金の支払い

各国・地域ごとの法定最低賃金以上の賃金を支払うこと。

(7) 労働安全衛生の整備

従業員の安全と健康に配慮して施設を整備すること。適切な修繕作業などにより、施設の安全性を維持すること。

4. 環境・動物福祉

(1) CO2排出量の削減・気候変動緩和

事業活動を通じて排出されるCO2をはじめとする温室効果ガス(GHG)排出量の削減や省エネルギーの取り組みを行い、地球温暖化の防止に努め、気候変動の緩和を推進すること。

(2) 環境負荷低減

企業の社会的責任を認識し、グループの事業活動全体を通じて環境負荷の低減に努める。環境負荷を軽減する技術の導入、再生可能エネルギーへの移行を積極的に進めること。

(3) 廃棄物削減・効率的な資源利用

資源利用の効率改善、廃棄物の削減、再使用、再資源化、環境配慮素材や再利用可能容器への転換を推進し、循環型社会の構築に取り組むこと。

(4) 水使用の効率改善

水使用量の削減、排水の二次利用、汚染水の適切な排水処理を行うなど、水使用の効率改善と環境負荷の低減を行うこと。

(5) 生物多様性の保全

生態系に与える影響を認識し、生態系の維持に配慮した事業活動や事業活動により発生する化学物質の適切な処理を行うなど、生物多様性への影響を最小化することで保全に努めること。

(6) 動物福祉への配慮

動物の生命を尊重し、動物実験を実施する際には苦痛を最小限に抑え、必要最小限の動物数にとどめる。関連法令等を遵守して動物実験を実施し、動物の飼育体制及び実験実施体制について外部機関による検証に努めること。

サプライチェーンマネジメント

日本調剤株式会社における調達金額の9割にあたる既存サプライヤーに対して、当社グループの人権方針・環境方針・サプライヤー行動規範を送付のうえ、人権・労働・環境・腐敗防止に関わる取り組みを調査する「サステナビリティアンケート」によるリスクアセスメントを実施しております。

サプライヤーに当社グループの方針を伝達し、理解と協力を頂くことを目指すとともに、アセスメント結果が高リスクのサプライヤーを特定し、該当する場合には、改善を要する項目について見直しを求めていきます。2023年度(2023年11月実施)では、高リスクサプライヤーに該当する企業は2社でした。今後も定期的にアンケート調査を実施し、リスクアセスメントを行います。

□ 顧客への責任

企業活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針

医薬品製造販売事業に属する日本ジェネリックは、医薬品医療機器等法などの各種法令、日本ジェネリックが所属する日本ジェネリック製薬協会(以下、GE薬協)で定める「GE薬協企業行動憲章」、「GE薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン2021」をはじめとする関係諸規範並びに日本ジェネリックが定める諸規程とそれらの精神に従い、安全かつ高品質なジェネリック医薬品の安定的な供給、ジェネリック医薬品に関する正確かつ最新の情報の提供、及び、適正かつコンプライアンスに則ったプロモーション活動を行うことを方針としています。

このような企業活動を行ううえで、医療機関等*1との緊密な連携が必要であることは言うまでもありませんが、両者の関係の透明性を確保することで、日本ジェネリックの企業活動が、医学、薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、及び高い倫理性を担保したうえで行われていることについて広く理解を得られることになると考えております。

また、GE薬協による「企業活動と医療機関等との関係の透明性ガイドライン」の策定を受けて、日本ジェネリックにおいても「企業活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針」*2を策定し、より透明性の高い企業活動を推進しております。

また医療機関等への支払いや資金提供については、当該年度の決算終了後の適切な時期にホームページ*3を通じて公開を行っています。

*1「医療機関等」とは、

- (1) 病院、診療所、介護老人保健施設、薬局その他の医療を行う機関等、
- (2) 学会、研究会、財団その他の医療関係団体、医療関連研究機関等及び
- (3) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者を指します。

「医療関連研究機関等」とは、CRO(Contract Research Organization)、大学、病院、国公立研究所(独立行政法人の研究所を含む)等を指します。

*2「企業活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針」はこちらからご覧いただけます

<https://www.nihon-generic.co.jp/company/guideline.html>

*3 2021年度公開情報ははこちらからご覧いただけます

<https://www.nihon-generic.co.jp/company/guideline/agree.html>

医薬品の宣伝、マーケティング、プロモーションに関する取り組み

「国際製薬団体連合会(以下「IFPMA」)では、2012年3月にマーケティング活動だけでなく医療関係者、医療機関、患者団体等との交流、および医薬品のプロモーションを対象とした「IFPMA コード・オブ・プラクティス」を新たに発表しました。これを受け、日本ジェネリックが加盟する日本ジェネリック製薬協会では、「IFPMA コード・オブ・プラクティス」を踏まえた「GE薬協コード・オブ・プラクティス」(以下「GE薬協コード」)を2014年4月から実施し、会員会社のすべての役員・従業員に対し、医療関係者、患者団体、卸売業者等との交流を規定しています。

日本ジェネリックにおいては、「GE薬協コード」の趣旨に則った「コード・オブ・プラクティス」*4を制定し、経営トップの責務、医療関係者との交流、患者団体・卸売業者との関係、承認前の情報提供および適応外使用の推奨の禁止、物品・金銭類の提供、試験・研究活動等についての行動規範や、医薬品の宣伝、マーケティング等のプロモーション活動について決めました。役員・従業員は日々の活動において「コード・オブ・プラクティス」に則った活動を各々推進しています。

*4 日本ジェネリックのコード・オブ・プラクティスはこちらからご覧いただけます

https://www.nihon-generic.co.jp/assets/pdf/codeofpractice_Jp.pdf

□ 地域コミュニティとの関わり

地域社会に貢献する取り組み

▶ 健康イベントの実施、健康チェックステーションの設置

当社はグループ理念に「すべて人の『生きる』」に向き合う」を掲げ、地域社会に貢献する医療サービスの提供企業として、地域のコミュニティーセンターや健康増進施設、日本調剤の薬局内施設「健康チェックステーション*1」において、地域住民の皆さまの健康維持・管理、未病改善意識の向上、地域活性化などを目的とした健康イベントを開催しています。

また、「健康チェックステーション」では、健康相談や健康度測定ができるスペースを設け、血液の状態を把握できる簡易血液検査や、健康測定機器を使った健康度のチェック、薬剤師や管理栄養士による健康相談等を実施しています。主に、以下の健康イベントを実施しています。

- ・ 夏バテ防止・熱中症対策セミナー
- ・ 肌年齢・栄養セミナー
- ・ 血管年齢測定
- ・ フレイルチェックなど

<健康イベントの例>

・血管年齢測定

地域住民の健康増進をサポートするため、測定機器を用いて血管の健康状態を示す「血管年齢」を測定し、結果をもとに薬剤師と管理栄養士が食生活や運動についてなど、健康管理に関するアドバイスを実施しています。

https://www.nicho.co.jp/column/20230821_c1/

・子ども薬剤師体験イベント

地域の子どもたちに薬剤師の仕事への理解を深め、興味を持ってもらうきっかけ作りとして子ども薬剤師体験イベントを開催しました。

https://www.nicho.co.jp/corporate/newsrelease/20230816_nr1/



▶ 難病や障害などの医療福祉領域への支援

障害者を支援する団体などと協力して、セミナーによる啓発活動や、ボランティア活動など、医療が届きにくいとされる難病や障害をもつ方や、そのご家族への支援活動を積極的に実施しています。

<活動内容の例>

・盲ろう児者支援セミナーを開催

全国盲ろう者協会と協力し、盲ろう児者支援セミナーを開催しました。セミナーでは、「盲ろう児とのコミュニケーション方法」や「人口内耳による治療症例」などさまざまな有識者からの講演に加え、聴覚障がい者向けのオンラインを活用した手話による服薬指導についての説明など、さまざまな情報を提供する機会を創出しました。



・東京盲ろう者友の会 交流会に講師として参加

認定NPO法人「東京盲ろう者友の会」が開催する「認知症」をテーマにした交流会に参加し、認知症の病態と認知症の予防に有効な生活習慣・食事のポイントなど盲ろう者や介助者にとって役立つ情報提供を行う講演を実施しました。



・医療的ケア児を対象としたイベントにボランティア参加
医療的ケア児とその家族を支援するNPO法人うりずんが同団体が運営する施設利用者向けに開催したふれあいまつりにボランティアスタッフとして参加し、イベント実施に協力しました。



□ 地域コミュニティとの関わり

地域社会に貢献する取り組み

▶ PCR等検査無料化事業への貢献

自治体が進めるワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業、感染拡大傾向時の一般検査事業を実施し、新型コロナウイルスのPCR検査拠点として、薬局での対応を行いました。

- ・ 対応薬局数 289店舗
- ・ PCR検査数 7,676件
- ・ 抗原定性検査数 30,904件

実施期間 2022年1月~2023年5月

▶ 岩手県矢巾町と健康増進施策事業での包括的な連携・協力を調印*2

少子高齢化や医療技術進歩などの社会的要因による医療費・介護給付費等の増大や将来起こり得るさまざまな医療課題に対して、矢巾町では、岩手医科大学附属病院敷地内(コスモス館)に、同町が運営する健康増進施設「ウェルベース矢巾」を町民の健康づくりの拠点として設立しています。健康に活動できる町民を増やすことで、地域社会の持続的発展に寄与し、医療費と介護費用の増加抑制を図ることを目指しています。日本調剤として、同施設内にある「日本調剤 岩手医大前薬局」では、服薬・栄養指導、服薬・健康状態データの分析、健康セミナー等への協力、ICTを活用した服薬の一元管理等を行い、本事業を全面的にサポートしています。

*2 2022年2月25日ニュースリリース「日本調剤、岩手県矢巾町と健康増進施策事業での 包括的な連携・協力を調印」はこちらからご覧いただけます

<https://www.nicho.co.jp/files/754/>

▶ 非営利団体等に対する寄付

2022年度合計金額 300万円

一般財団法人 水と緑の惑星保全機構(環境関連団体):2022年度300万円

公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン(ドナルド・マクドナルド・ハウス東大):取り引きメーカーから試供品として提供していただいた商品を寄贈